

令和 4 年

総務産経常任委員会会議録

令和 4 年 9 月 13 日

田上町議会

令和4年第3回定例会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和4年9月13日 午前8時57分
- 3 出席委員
4番 藤 田 直 一 君 9番 椿 一 春 君
5番 渡 邊 勝 衛 君 13番 関 根 一 義 君
6番 小 嶋 謙 一 君 14番 高 橋 秀 昌 君
- 4 委員外出席議員
な し
- 5 欠席委員
8番 今 井 幸 代 君
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
町 長 佐 野 恒 雄 地域整備課長 宮 嶋 敏 明
副 町 長 吉 澤 深 雪 総務課長補佐 中 野 貴 行
総 務 課 長 鈴 木 和 弘 産業振興課長補佐 近 藤 拓 哉
政策推進室長 堀 内 誠
- 7 職務のため出席した者の氏名
議会事務局長 渡 辺 明
書 記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
三條新聞社 議会議員 中野和美 議会議員 品田政敏
議会議員 森山晴理
- 9 本日の会議に付した事件
承認第11号 専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第5号））の報告について
承認第12号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について中
第1表 歳入
議案第36号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第 37 号 令和 4 年度田上町一般会計補正予算（第 7 号）議定について中

第 1 表 歳入

第 1 表 歳出の内

2 款 総務費（1 項）

6 款 農林水産業費

7 款 商工費

8 款 土木費

9 款 消防費

第 2 表 継続費

第 3 表 地方債補正

午前8時57分 開 会

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 改めまして、おはようございます。時間が早いのですけれども、皆さんおそろいでございますので、始めさせていただきたいと思っておりますけれども、いいでしょうか。

（いいですの声あり）

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） それでは、私のほうから、今井委員長より欠席届が出ておりますので、報告いたします。副委員長の渡邊ですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

9月も早いもので、中旬となりました。先週の前半あたりから稲刈りの状況を見ておりますと、非常に土が緩いような状態でかなり苦勞をしていた稲刈り作業でございましたけれども、昨日あたり見ますと、非常に前から見れば稲刈りがしやすいというような状態になってきました。ここしばらくは天気が続いてもらうにして、何とかいい稲刈りができ、いい米が取れるような状態になっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、町長から挨拶をお願ひします。

町長（佐野恒雄君） 改めまして、おはようございます。9月も半ばを迎えようかという今日この頃ですけれども、まさに真夏日を思わせるような大変暑い日が続いております。それこそ夏の疲れが出てくる頃でないかなと思ひます。ぜひ議員の皆様方、ご自愛いただきますようお願いをいたします。

今日は総務産経常任委員会ということで、承認が2件、議案が2件付託されております。よろしくご審議のほどご承認をいただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） ありがとうございます。

森山議員、品田議員、中野議員より、三條新聞社より傍聴の申出がございますので、許可をしております。

本委員会に付託されました案件は、承認第11号 専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第5号））の報告について、承認第12号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について中、第1表、歳入、議案第36号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第37号 令和4年

度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、2款総務費（1項）、6款農林水産費、7款商工費、8款土木費、9款消防費、第2表、継続費、第3表、地方債補正です。

これより議事に入ります。承認第11号 専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第5号））の報告についてを議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めておはようございます。それでは、承認第11号ということで、議案書の7ページをお願いいたします。

専決処分の報告となります。議案書をめくっていただきまして、8ページ、専決処分書、令和4年度田上町一般会計補正予算（第5号）、これにつきまして8月8日付けで専決処分をお願いしたいといった内容になってございます。こちらの内容につきましては、先般8月18日の全員協議会のほうで協議をさせていただきました。今回8月3日の県北の豪雨等に伴いまして、「チームにいがた」ということで町の職員を応援するに係る経費をお願いするといった内容になってございます。

それでは、議案書9ページをお願いいたします。令和4年度田上町一般会計補正予算（第5号）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万8,000円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,643万円とする内容になってございます。

それでは、議案書14ページをお願いいたします。今回、歳入の財源として20款繰越金、1項1目繰越金77万8,000円をお願いをいたしまして、議案書15ページ、3歳出、9款消防費、1項4目防災費77万8,000円ということで、被災地支援事業ということで、先ほど申し上げました「チームにいがた」に派遣するための関係する経費ということで、時間外勤務手当39万9,000円、旅費として36万3,000円、10節需用費、燃料費ということで1万6,000円をお願いするものでございます。

ちなみに、今回「チームにいがた」ということで家屋被害の認定調査で関川村及び村上市にそれぞれ6日間、第3クールまでということで、それぞれ2名ずつを派遣するというので県のほうから依頼がございまして、第1クールは8月10日から15日、それから第2クールは8月15日から8月20日、第3クールは村上市のほうになります。当初冒頭申し上げた6日間だったのですが、調査がスムーズにいつているということで、こちらについては4日間ということで8月20日から23日まで、合計3クール、職員の派遣をさせていただきました。

それから、避難所の運営ということで、関川村のほうに、こちらは2日間になり

ますが、24時間で避難所にいるということで24日から25日、それから25日から26日ということで、こちらにつきましてもそれぞれ職員を2名ずつ派遣をさせていただきました。

それから、罹災証明の発行ということで、関川村のほうに職員を派遣したのですが、これは4日間で、第3クールということで8月28日から8月31日、関川村になりますが、こちらは職員を1名派遣をさせていただいたといった内容でございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

14番（高橋秀昌君） 確認のためにお伺いしたいのですが、大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定書というのが、県が発行しているのですが、その第12条に「応援に要した経費は、災害救助法等に基づく支弁を受けた場合等を除き、「チームにいがた」に参加した県及び県内市町村がそれぞれ負担するものとする」となっていたわけですが、今回ののはもちろん災害救助法の適用を受けて、それなりの支弁を受けるということになろうかと思いますが、どの程度の県からの支弁を受けるのか、この点での想定される額について、これまでの経験値からでも結構ですので、報告してもらいたいと思います。

総務課長（鈴木和弘君） 今ほど高橋委員がおっしゃる部分があります。災害救助法が適用されれば、ほぼ100%になるのではないかなというふうには思っています。過去の経験からという、例えば災害救助法に適用されなくても、県の特別交付税、そちらのほうに係る経費、8割だったか、はっきりしませんが、そういう部分である程度の部分は措置はされるというふうに思っておりますので、その辺は詳細がある程度出てきたら、ある時点で補正するなり報告はさせていただこうかと思っています。

4番（藤田直一君） 第1クールの職員の皆さんの業務内容としては家屋調査等ということの作業だというのですが、この家屋調査という、どういう業種かは分かりませんが、どういう調査をしたかは分かりませんが、本来恐らく被害認定に関わる業務かなと思っての質問なのです。職員が行くからには、私はもし被害認定の資料を作るのであれば、ある程度知識は必要ではないかなと思うのですが、もしそういう知識がなくても手伝いということのできるのか、それとも知識がある人を人選して行かせるのか、もしそういう人材がなければ、例えば民間でいろんな土木技師とか1級

とか2級とか持っていて、それぞれ災害査定認定士の資格を取っている人も民間にはいるわけですが、そういう代替でも行かせることが可能なのか、その辺聞かせてもらいたいのですが。

総務課長（鈴木和弘君） 今藤田委員がおっしゃるとおり、家屋の被害認定調査ということで、第1クール、最初の派遣をした職員はそういう形でお願いしたいということで県から依頼がありました。それで、おとしですか、福島県のほうにも行っていたりする経験した職員、もしくは基本的に町民課の税関係、それから総務課の防災担当が一緒に行くのですが、一応前回に行った人、もしくは研修をした人ということで、向こうのほうから今藤田委員がおっしゃるとおり、そういう人をなるべく最初に派遣してくれと。だんだん進んでいきますと、行った職員に聞くと、3人体制で仕事をするという、被害がどの程度になっているかとかいうことで、だんだん後半になると、全く経験していなくてもいいということが県のほうから指示がありましたので、それで全く経験していない職員を派遣したことがあります。県のほうから基本的にはこういう職員をお願いしたいということで、町の職員を派遣しているという形でございます。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

ないようですので、承認第11号に対する質疑は終了します。

続きまして、承認第12号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） 議案書、では16ページになります承認第12号、同じく専決処分
分の報告ということで、こちらにつきまして議案書17ページ、令和4年度田上町一般会計補正予算（第6号）ということで、こちらにつきましては8月18日で専決処分をお願いしたものでございます。こちらも先ほどの承認第11号同様、18日の全員協議会のほうで協議をさせていただきました。その内容につきましては、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種、それに速やかに対応していきたいということで、取り急ぎ事務的な経費を専決させていただきたいということでお願いしたものの内容になってございます。

議案書18ページをお願いいたします。令和4年度田上町一般会計補正予算（第6号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,769万円とする内容でございます。

それでは、23ページ、歳入になりますが、15款国庫支出金、2項国庫補助金、3

目衛生費国庫補助金、2節の新型コロナウイルス対策事業補助金ということで、先ほど申し上げたとおり、速やかに対応できるように接種券の印刷あるいは郵送代、システム改修ということで、これらの歳出の経費、100%国からの補助金でということで126万円の受入れをお願いするといった内容になってございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、承認第12号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第36号についてを議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の25ページになります。議案第36号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、非常勤職員の育児休業につきまして、国家公務員の制度改正に準じ、取得要件の緩和及び取得方法の柔軟化を図るとということで、所要の改正をお願いするといった内容になってございます。

それでは、内容につきましては議案書29ページの後ろに新旧対照表がございますので、そちらを御覧いただきたいのと。あわせて、今回の議案の参考資料ということで、皆様方に議案第36号参考資料、総務課ということで、田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正の概要ということでお配りしてあると思いますが、皆様お持ちでしょうか。大丈夫でしょうか。主な改正はこちらになります。今ほど申し上げました第2条関係ですが、子の出生の日から57日間以内の非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和ということでございます。現行につきましては、子どもが1歳6か月まで任期が継続されること、見込みも含むのですけれども、そういう形で条例改正をされております。改正後は子の出生日の57日間の末日から六月をとということで、任期の期間が短縮をされたということでの条例の改正になっております。実際には先ほど申し上げたように現行1歳6か月という形になっておりますけれども、見込みも含むということで、この辺はそういう形で運用しておりますので、今回これを改正という部分では、あまり大きな影響は正直ありません。それが第2条関係になります。

それから、資料メンバー2の第2条の3、それからめくっていただいて、資料ナンバー4の第2条の4関係につきましては、子どもが1歳以上、1歳6か月未満の

期間の途中で育児休業を今までであれば一緒ではなければ取れなかったものを別々に取れるという形で今回改正されるということで、そこに下のところに図があるかと思うのですが、現行ですと1歳から1歳6か月までお父さんとお母さんが一緒に取らなければいけない。1歳6か月から2歳も同じなのですが、今回の改正でこれを別々に取得ができるよということで改正がされました。

ただ、お父さんが取って、お母さんが次に取るというと、空白の期間を空けてはいけない形になっていますけれども、そういうことで別々に今度取得ができるよということでの改正でございます。

これが今回の改正の主な内容でございます。それ以外の条例の改正については文言の整理ですとか、あとは一部条ずれ等が発生した関係がございまして、今回改正をさせていただくといった内容になってございまして、主な内容については今ほど申し上げた、ここの資料に書いてある部分が改正の主な内容になっておりますので、お願いいたします。

説明は以上でございます。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

14番（高橋秀昌君） 確認のために質疑に参加します。

現行は、基本は非正規職員は1年6か月までで、母親は同時に取ることは認められてきたけれども、別々に取れなかったのが、今回の改正で母も父も別々に連続して取る場合、1年6か月までの間であれば取ることができるという理解の仕方ではないでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 今ほど高橋委員がおっしゃる部分、そうです。高橋委員がおっしゃるように、今までは一緒ではなければ駄目だったのを別々に取ることが可能になったという改正でございます。

14番（高橋秀昌君） 下の米印のところ、保育所に入所できない場合は1年6か月を超えて2歳まで、つまりさらに6か月間別々に取ることができるのであって、保育所に入所できる状況の場合はそれが該当しないのだという理解の仕方ではないですか。

総務課長（鈴木和弘君） そのとおりでございます。

14番（高橋秀昌君） それで、正規職員というのは何歳まで、正規職員も恐らくこのように別々に取ることができるのではないかと思うけれども、そのことについての説

明及び何歳までが可能なのかについて教えてください。

総務課長（鈴木和弘君） 正規職員につきましては、3歳まで取れます。それから、今ほど言った交互にも取れるような、別々に取れます。

14番（高橋秀昌君） ここではっきりしておきたい。正規職員は3歳までというけれども、それは保育所に入所できないケースにかかわらず、保育所に入所できるのだけれども、本人の、ご夫婦の意思に応じて3歳まで取ることができるという理解の仕方よろしいでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 正規職員については、保育所の入所関係なく3歳まで取得が可能です。

14番（高橋秀昌君） 実際の状況として、非正規職員の場合も恐らく保育所の職員は、田上町だと幼稚園になるわけだが、恐らくここは大体通年雇用ではないかと思うのです。ただし、非正規職員なので、15分なり30分なり1日は短いかもしれないが、基本的には正規職員との違いを明らかにするために15分から30分勤務時間が短いだけで、事実上通年雇用なわけだと思うのだけれども、そうすると正規職員は3歳まで、でも非正規職員は条件が整っても2歳までしか休めないというのは甚だ不公平ではないかと思うのだが、この点では町の条例で変えることは可能なのか。これは、あくまでも国の法律に基づくために変えることができないのだという解釈の仕方をすべきなのですか。

総務課長（鈴木和弘君） 確かに高橋委員がおっしゃる部分があって、今回そういう部分の、正規とそれがうまくないということで改正がされたかと思えます。そういう部分で確かにおっしゃるとおり、正規と差があるではないかという部分があって、町独自ではどうかということではありますけれども、基本的には育児休業については国の法律に基づいて運用しているということでございますので、町で特別にというのは考えていません。

14番（高橋秀昌君） 私が言いたいのは、考えていないのではなくて、法律上、法律で規定されているために、田上町ではその裁量権がないのだよという理解をすべきなのか。それとも法律はすることができるとなっているだけで、裁量権は隅っこをずっと探してみるとあるのだと捉えるべきなのか、この点を伺いたいです。

総務課長（鈴木和弘君） すみません、私の説明がうまくなくて。国の法律上は、非常勤については1歳に達する日から1歳6か月までの間で条例で定める日となっていますので、その部分を町の条例で定めているという解釈になりますので、国は特段そこはうたっていない、その市町村で条例で定めればよいという形になっています。

ので、それに準じてうちの町で条例で定めているという内容でございます。

14番（高橋秀昌君） 私の言っていることをあんまり正確に捉えていない。私が言っているのは、正規職員は3歳までオーケーですよと言っているわけではないか。国の法律は、3歳までは絶対やってはいけませんよというふうになっているのかどうかということです。

総務課長（鈴木和弘君） 私がうまく説明できないので、補佐から説明してもらいます。

総務課長補佐（中野貴行君） 今ほどの育児休業の期限の関係ですけれども、法律上は正職員は3歳までということになっているのですけれども、括弧書きで、非常勤職員にあっては、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日ということになっていますので、あくまでも法律は1歳6か月が限度なのだという基準がありますので、そこで3歳まで条例で延ばすということはできないということになります。

以上です。

14番（高橋秀昌君） 法律上制限があつて延ばすことができないということであるという受け取り方をしたいと思います。

私は、とても重要なのは、なかなか非正規職員の場合、保育所あるいは保育教諭を募集しても集まらないという状況があると聞いています。しかし、一方で財政的に全て正規職員にするということになると、新たな財政支出が出るという課題があります。でも、私はもともと本来であれば正規職員で対応すべきだと。せめて正規職員で対応できない場合については、非正規職員であっても正規職員並みの育児休業ができるふうにするべきではないかという考えを持っています。ぜひともそのところを法律で、あなたは今法律ではできないのだと言っているけれども、本当にできないのか、可能なら非正規職員も正規職員に準ずるよう条例で定めることができるのではないかと思うので、ぜひ今後検討してもらいたいということを強く求めておきたいと思います。いかがですか。

総務課長（鈴木和弘君） 今補佐が言ったとおり、あくまでも国の法律上そうなっている部分があります。なかなか一市町村でそれを国の法律を変えてまでという部分は難しい部分がありますが、少しまたどういう部分があるかというのは確かに研究なりさせていただければと思います。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

ないようですので、議案第36号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第37号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） 議案書30ページをお願いいたします。議案第37号 令和4年度田上町一般会計補正予算（第7号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,693万8,000円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,462万8,000円とする内容になっております。

主な内容でございますが、令和3年度の繰越金が出ましたので、剰余金処分ということでこれが約9,200万円。それから、今回の委員会に関係はございませんが、社文のほうで明日説明があるかと思うのですが、今回の一般会計補正予算（第7号）の資料ということで、保健福祉課の関係で様々な返還金、特に全協で話もありました新型コロナウイルスワクチンの関係等を含めまして、返還金が約9,400万円。それから、新たに新型コロナウイルスワクチンの接種をするための経費が約3,000万円ほどございます。こういった部分が今回の補正の主な内容になっておりますので、お願いをいたします。

それでは、議案書30ページ、今回それから継続費を組ませていただいた部分、それから地方債の補正ということで、第3表で地方債補正をさせていただいたといったものが主な内容でございます。

それでは、まず議案書34ページをお願いをいたします。第2表、継続費ということで、2款総務費、1項総務管理費、その他事業（ホームページ作成委託料）ということで、こちらにつきまして6月議会に経費を一部補正をさせていただいて、年度内に終了していきたいということでお話をさせていただきましたが、実際これからプロポーザルをして、9月末に契約をする予定にしております。ただ、最近非常に新型コロナウイルスが発生していると。業者も含め、役場の職員も含め、非常に新型コロナウイルスが発生して、大分期間が短縮されたといいますが、7日なり5日間職員が出てこれない状況がありますので、このまま契約していったとしても、どうも年度内に終わらない可能性もあるかなという不安な部分がございますので、それを業者あるいは職員もかなりホームページの中身を検討する部分がございますので、そういった部分で今回継続費ということで、2か年でそういう形で継続費を組ませていただきたいといった内容でございます。

それから、第3表、地方債補正ですが、防災対策事業ということで、歳出のほうで出てきますけれども、今回自動車分団ポンプ置場ということで、既に4月に入札をしたのですが、いろいろな資材等で経費が上がってくるということで、今回これについては起債をお願いしている部分がございますので、歳出増額に合わせて今回起

債を増額をしております。それに合わせてこの地方債を補正をさせていただいたと
いったのが主な内容でございます。

それでは、37ページ、歳入をお願いいたします。15款国庫支出金、1項2目衛生
費国庫負担金、2節新型コロナワクチン接種事業負担金、それからその下の15款2
項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルス対策事業補助金でござ
いますが、今回のオミクロン株対応のワクチンに係る経費につきまして、国庫負担
金、国庫補助金ということで歳入の受入れをするという内容になってございます。

18款寄附金、1項2目指定寄附金110万円でございますが、こちらにつきまして
はユーテックから100万円、堀内組から10万円ということで寄附の受入れをし、歳
出のほうではそれぞれユーテックは教育環境の整備をお願いしたいという部分、堀
内組からは図書購入ということで指定寄附をいただいて、それに伴う分を歳出を
計上しているところでございます。

38ページ、19款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金ということで、今回財政調整
基金から7,120万8,000円の基金からの繰入れをお願いするものでございます。

20款繰越金、1項1目繰越金1億2,434万9,000円ということで、今回繰越金を全
額計上しているところでございます。

22款町債、1項4目消防債90万円ということで、防災対策事業債ということで、
歳出のほうで増額する分、起債対象額を外して充当率75%ということで、今回90万
円ということで増額をさせていただくという内容でございます。ちなみに、充当率
75%、交付税は30%の算入になってございます。

めくっていただきまして、39ページ、歳出でございます。2款総務費、1項3目
財産管理費でございます。9,200万円ということで財政調整基金の元金の積立てを
させていただく内容でございます。冒頭申し上げましたとおり、令和3年度の繰越
金、その2分の1を下らない額の積立てということで、9,200万円の基金の積立て
をさせていただくという内容になってございます。そういたしますと、先ほど歳入
のほうでは財政調整基金の繰入金ということで今回7,120万8,000円の取崩しをし、
歳出のほうでは積立てを9,200万円いたします。そういたしますと、今現在の財政
調整基金の残高見込みは10億7,900万円ほどになります。令和3年度末は14億
2,900万円ございましたので、令和4年度で既に4億4,000万円ほど取崩しをしてお
りますので、今の見込みでいくと、今ほど申し上げた10億7,900万円ほどになる見
込みでございます。

では、説明員代わります。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 改めて、おはようございます。では、産業振興課の分、私のほうからご説明いたします。

ページのほうは、少し飛びますけれども、43ページのほうを御覧ください。まず、順番にいけますけれども、43ページの中ほど、6款農林水産業費、2項林業費、2目林業整備費となります。こちらに関しては10万円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、右のほうの説明欄のほうを御覧ください。15節原材料費で10万円、砂利その他というふうな記載がございますけれども、今年度、今年に入ってから、災害というようなところまでいかないのですけれども、度々大雨、雨のほうが集中的に降ったかと思えます。原材料費に関しましては、当初予算で10万円予算を見ておったのですけれども、林道でいいますと茗ヶ谷線のほうで洗掘、穴のほうが空いたような形になっておりますので、そちらのほうの部分、購入のほうをさせていただきます。そういたしますと、既決の予算の10万円がなくなるというような状況ですので、今回今後の林道の整備に必要な経費ということで10万円のほうをお願いしたいというふうに考えてございます。

続きまして、その下、7款商工費、1項商工費、3目観光費です。今回お願いするのは80万円の増額になりますけれども、右のほうの欄を御覧をください。事業のほうは2つございますが、まず護摩堂管理事業で、こちら修繕料で30万円になります。こちら30万円をお願いするのですけれども、こちらに関しましては、当初予算は70万円でした。それに対しまして、今現在執行済み、あるいはこれから支払いという部分もありますけれども、登山道の修繕あるいは湯っ多里館、ふれあい広場の駐車場の上に防球ネットがあると思うのですけれども、それらの修繕で既に約65万円の支出となっています。そういたしますと、残り5万円という形になっておりますので、8月に入ってからまた登山道のほうも雨のほう降って、掘れている場所もありますので、そういった部分の修繕も考えて、今回30万円の補正のほうをお願いしたいというふうに考えています。

その下、道の駅たがみ管理事業で、こちら50万円の増額のほうをお願いするものでございます。こちらの修繕料なのですけれども、現時点で執行済み、あるいはこれから支払いする部分もあるのですが、こちらのほうは既に30万円、内容のほうは車止めあるいはポンプの修繕ということで、こちら約30万円のほうを支払いさせていただいておるのですけれども、今後予定されるものとして、空調、エアコンの修繕だったり、駐車場の大型車が止まる部分ですけれども、車止めが破損している場所がありますので、こちらのほうをできるだけ速やかに直させていただきたいとい

う部分、あと駐車場の一角に変電設備があるのですけれども、そちらを覆っている
囲いのフェンスが一部破損しておりますので、こちらの修繕、その他小規模修繕等
が見込まれるということで、今回当初予算の50万円と同額になりますけれども、50万
円の増額のほうをお願いするものでございます。

それでは、説明員のほうを代わります。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 改めまして、おはようございます。議案書のほうですが、
44ページのほうを御覧いただきたいと思えます。

8款土木費、1項道路橋梁費、3目除雪対策費であります。117万5,000円の増
額をお願いするものであります。それでは、説明欄のほうを御覧いただきたいと思
います。今回の内容につきましては、11節の役務費、それから13節の使用料及び賃
借料の関係ですが、当初予算時においてはオペレーターの確保ができず、22台体制
の除雪車での対応を考えておりましたが、地域整備課として近年の大雪時の対応や
オペレーターの高齢化など、担い手を確保したいという考えでございました。このた
びオペレーターの確保の見込みが立ったため、1台増強し、令和元年度と同様に23台
体制とし、除雪体制の強化を図りたいため、今回補正をお願いするものであります。
それで、11節役務費7万5,000円は除雪車の運搬料となりますし、13節使用料及び
賃借料の110万円は、12月から3月までの4か月間の除雪車のリース料ということ
になります。

以上となります。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、9款消防費、1項3目消防施設費202万7,000円
をお願いするものでございます。まず、10節需用費、修繕料48万7,000円につきま
しては、第9分団の小型動力ポンプエンジンが不調ということで修繕をお願いした
いということで、今現在消防署からポンプを借用してやっているということで、今
回修繕をしていきたい。

それから、14節工事請負費、先ほど起債のところでもお話ししましたが、こちら
も4月15日に入札をしておったのですけれども、いろいろな資材等が非常に上がっ
てきているということで、当初の契約金額ではなかなか難しいということで、今回
150万円ほど増額をさせていただくということで、特に鉄板、コンクリート、アル
ミ、そういったものが非常に上がってきているということで、今回その分をお願い
したいということで、今の段階で工期は9月30日までということで予定をしており
ますが、10月20日まで工期の変更をしてやっていきたいといった内容でございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

4番（藤田直一君） 今の消防費のポンプ車庫の建て替えに伴う資材高騰による増工なのですが、これはこれで現実はそうだと思います。聞きたいのは、建築、今この町内では大型物件がないですから、資材高騰に伴う補正はそんなに組まなくていいと思いますが、土木工事があるわけです。これについては、今後資材の高騰は若干影響していると思うのです。コンクリートしかり、採石しかり、あらゆるものに高騰の波は押し寄せていると思うのですが、その辺については今後あり得るのですか。申請は恐らく上がっているのではないかと思いますけれども、いや、上がっていないのかもしれないけれども、もしそういうのも今後予定されるのであれば、聞かせてもらいたいのですが。

地域整備課長（宮嶋敏明君） ただいまの藤田委員のご質問の部分で高騰云々という部分であります。我々、新潟県の建設土木の単価を利用しているわけですが、確かに燃料費の高騰等があります。そうした中で、既決予算の範囲内で今のところは動いているというような形でありますので、既決予算の範囲内で今のところは工事のほうを発注させていただいております。

それで、今後の部分ではあります。状況を見ながらという形になろうかと思えますので、地域整備課のほうの部分は今のところは高騰はしているので、単価自体は上がっているのですが、既決予算の範囲内で進めていきたいというふうに思っております。

4番（藤田直一君） この資材高騰に対する、国からは最終的には何かしの形で補助という形はあり得るのですか。昔、幼稚園の建設の頃にも資材高騰が、幼稚園ではなかったかな、浄水場かな、今からもう相当前の話で資材高騰があって、すごく町のほうから補正を組んでもらって業者に支払いをしてもらったと、契約変更、増工変更してもらった経過があるのですが、そのときは、国交省のほうから通達があったと思うのです。だから、これだけ国内において資材高騰をしているのであれば、いずれ私、国のほうから今も通達来ているか分かりませんが、通達来て、何かしらの形で補助されるのではないかと思います。その辺どんなふうにお考えなのですか。

副町長（吉澤深雪君） 土木の関係の契約関係なのでありますが、今のところは当初の積算でそのまま契約できているということでもあります。その後、若干資材等上がっ

ているのは確かに上がっているのですが、それは業者のほうでまだ何とか見られるというか、判断できるような、今そういう状況だということで、特に業者のほうから大きく変更契約というような話にはまだ上がっていないのかなと思います。ただ、今後そういう状況を見ていく中で、また判断しなければいけないかなと思っております。

今藤田委員が言われている関係、国のほうからそういう経費の関係で、高騰の関係で見るか見ないか、何か補助があるかという話であります。それについては特に公官庁のほうについては、残念ながらそういうありがたい話はないです。それは市町村で皆やっていかなければいけない。今やっている物価高騰については、国あるいは県、市町村それぞれ交付金で、民間についてはそれぞれ町独自で高騰費の関係の支援というような形で今始めておりますが、残念ながら私どもは自分たちの経費についてはそういうものは充てられないということでもありますので、今のところは独自経費なのですが、ただそれを特交なり財政措置が見られるかどうかというのは、また今後の話になるのかなというふうに思っております。

以上であります。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

私から1点。先ほど鈴木課長のほうから話がありました自動車ポンプ、これが4月に入札されたわけでございますけれども、その4月の時点では全く金額的には問題なく、その後原材料の高騰といいますか、そのような状態と考えていけばいいですか。

総務課長（鈴木和弘君） おっしゃるとおりで、4月の時点では逆に材料が入ってこないで、早く入札しなければ駄目だということでやっていたものですから、逆にこんなに金額が上がるといのは、町も正直驚いているような状況ですので、本当にその時点では問題なく入札をして、さっき申し上げた9月30日には何とかできるということだったのですが、その流れによってこれだけ経費が上がってきたというのが正直なところですよ。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

ないようですので、議案第37号に対する質疑は終了します。

これより討論及び採決を行います。

承認第11号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第11号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 異議なしと認めます。よって、承認第11号は原案のとおり決定しました。

続きまして、承認第12号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第12号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 異議なしと認めます。よって、承認第12号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第36号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第37号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり決定しました。

これをもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。

午前9時51分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年9月13日

総務産経常任副委員長 渡邊勝衛